

秋田県告示第381号

秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号）第4条第1項第15号、17号、19号及び22号に規定する漁業について、同規則第11条第1項及び第2項の規定に基づき、制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めたので公示する。

令和7年7月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 制限措置の内容

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
八郎湖建網漁業	わかさぎ	建網	八郎湖	1 1月1日から3月15日まで 2 4月16日から5月31日まで 3 9月1日から12月31日まで	50キロワット（平成14年4月1日以前に漁船登録されていた船舶においては18馬力）以下	2トン以下	2	1 秋田県に住所を有する者 2 秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者
ふくべ網漁業	すじえび	ふくべ網	同上	1 1月1日から5月15日まで 2 6月20日から7月10日まで 3 9月1日から12月31日まで	同上	同上	1	同上
雑刺し網漁業	こいふな	刺し網	八郎湖 ただし、次に掲げる区域を除く。 1 馬場目川、馬踏川及び三種川については、東部承水路又は調整池との合流点の中央から半径200メートル以内の区域 2 その他の流入河川及び水路については、東部承水路、西部承水路又は調整池との合流点の中央から半径100メートル以内の区域	1 1月1日から5月20日まで 2 6月21日から12月31日まで	同上	同上	1	同上
しらうお機船船びき網漁業	しらうお	機船船びき網	八郎湖 ただし、次に掲げる区域を除く。	9月21日から11月15日までの午前6時30	同上	同上	7	同上

			1 馬場目川と東部承水路の合流点の右岸から270度（真方位）の線北の東部承水路 2 南部排水機場以北の西部承水路 3 潟上市天王字天塩堤防突端と大潟村三角点（FDI+100）を結んだ線以西 4 船越水道	分から午前8時30分まで				
--	--	--	--	--------------	--	--	--	--

2 許可を申請すべき期間

令和7年7月25日（金）から同年8月8日（金）まで

3 その他

許可の有効期間は、令和7年9月1日から令和9年12月31日までとする。